京都府立山城高等学校 校 長 細 野 吾

## 臨時休業に伴う教職員の在宅勤務について

このたび国の緊急事態宣言の発出に伴う知事からの要請に基づき、府内全ての 府立学校を臨時休業とすることとなりました。

このような状況において、感染拡大防止のため、人と人との接触をできるだけ 避ける必要があること、また万が一教職員の中から感染者が出た場合にあっても、 学校の教育活動を維持する必要があることから、4月21日(火)から5月6日 (水)までの期間において、教職員の在宅勤務を実施いたします。

本校におきましては、教職員を3つのグループに分け、交代で勤務することにより、7割程度の教職員の勤務を削減します。このため、学校に御連絡いただいた折、担当の教職員が在宅勤務中の場合があり、その場で応対ができないことがございますが、出勤している教職員が用件をうかがい、必要に応じて担当の教職員と相談の上、折り返し連絡させていただきますので、御理解願います。

また、休業期間中には、4月8日に御連絡させていただいているとおり、希望する生徒の皆さんが、課題に係る質問や相談等のため登校できる登校可能日(4月23日・30日)を設定しています。

緊急事態宣言が発出される中、本校生徒の感染拡大防止と学習保障の両立に努めて参りますので、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。